

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

1. 認証制度

〔問－1〕 「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度とは、どのような制度ですか。

感染防止対策が行われている（「島根県新型コロナ対策認証店」認証基準を満たしている。）飲食店を、県が認証することにより、飲食店の感染防止対策を促し、県内外の皆様が、安心して飲食店を利用できるようにすることを目的とした制度です。

〔問－2〕 どのような店舗が対象になりますか。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、客席を設けて飲食させる店舗が対象です。

本制度の目的から、学生寮や社員寮の食堂といった、特定の者を対象とした店舗は、対象となりません（広く一般の方も利用できる場合は、対象となります。）が、認証基準を参考に、感染防止対策に取り組んでください。

一般的な例は、次のとおりです。

※一般的な例であり、各店舗の営業形態等によって、変わります。

＜対象の店舗例＞

飲食店、喫茶店、宿泊店舗等の中にあるレストラン、食堂、スナック、バー等

＜対象外の店舗例＞

- ・ 飲食のための店舗専用の客席なし
フードコート、テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカーなど
- ・ 販売等が主たる営業形態
コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど
- ・ 特定の者を対象
学生寮や社員寮

〔問－3〕 カラオケ設備がありますが、認証に当たって利用制限がありますか。

カラオケ設備を利用する（歌唱を伴う）場合の認証基準を、次のとおり設けています。
この認証基準を満たすことができれば、カラオケ設備を利用することができます。

※カラオケ設備を利用する（歌唱を伴う）場合の認証基準

- ・ 歌唱するときは、対人距離を2m以上確保する、またはアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどを設置し遮蔽する。
- ・ マイクを共用する場合は、利用者が使用する毎、及び営業終了後に消毒を実施する。
- ・ カラオケ用リモコンは、利用者が操作する毎、及び営業終了後に消毒を実施する、または従業員のみが操作し利用者に操作させない。
- ・ 歌唱中のマスク着用を徹底するよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－４〕 認証を取得しないといけないのですか。

認証を取得することを強制するものではありません。

認証を取得しなくても、これまでどおり営業できます。

感染防止対策の一層の促進と、利用者に安心して利用していただける環境づくりのため、より多くの飲食店に認証を取得していただきたいと考えています。

〔問－５〕 認証を取得すると、どのようなメリットがありますか。

次のような、メリットがあると考えます。

- ・ 店舗での感染防止対策が、一層進みます。
- ・ 店舗での感染拡大のリスクを下げることができます。
- ・ 認証マークの掲示や「島根県新型コロナ対策認証店」の名称を用いた広告が行え、またホームページ等で認証店舗として紹介されることにより、安心して利用できる店舗として、利用者アピールできます。
- ・ 認証に必要な感染対策機器類の購入経費等を補助する制度があります。
(補助対象：アクリル板、消毒機器等、補助率2/3、上限20万円)

〔問－６〕 複数の店舗を経営していますが、申請は一つでいいですか。

店舗ごとに認証するものですので、店舗ごとに申請してください。

〔問－７〕 認証を取得すれば、店舗での感染拡大を必ず防ぐことができますか。
万一、クラスターが発生した場合は、県も責任を負ってくれるのですか。

認証を取得しても、店舗での感染拡大を必ず防げるわけではありませんが、感染拡大のリスクを下げることができると思います。

なお、認証店舗でクラスターが発生した場合でも、県が責任を負うことはありません。

〔問－８〕 認証の有効期限はありますか。

有効期限は、ありません。

〔問－９〕 しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業の宣誓店ですが、本制度の認証を取得することはできますか。

認証を取得することはできます。

また、市町村が実施している宣誓制度や認証制度の店舗でも、本制度の認証を取得することができます。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－１０〕 本制度の開始により、しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業はどうなりますか。

継続します。

〔問－１１〕 新型コロナウイルス感染症が収束した後は、この認証制度はどうなりますか。

新型コロナウイルス感染症の収束等の状況により、適切な時期に終了、見直しを行います。

2. 認証の手続き

〔問－１２〕 どのように申請したらいいですか。

令和3年9月1日から、公式ウェブサイト及び郵送による受付を開始します。
公式ウェブサイト：<https://www.shimane-ninsho.jp/>



〔問－１３〕 申請書はどこで受け取ることができますか。

公式ウェブサイトから、ダウンロードしてください。
ダウンロードできない場合は、「島根新型コロナ対策認証店」認証制度事務局に、ご相談ください。
電話番号：0570-071-357

〔問－１４〕 申請に費用がかかりますか。

申請に、費用はかかりません。
なお、書類を郵送する場合、郵送料をご負担いただきます。

〔問－１５〕 申請から認証まで、どれくらいの期間がかかりますか。

申請から認証を取得する（認証マークが送付されてくる）まで、3から4週間を見込んでいます。
現地調査で認証基準を満たしていない場合や申請が多い月などは、それ以上に時間がかかることもありますので、ご了承ください。

〔問－１６〕 現地調査はいつ実施されますか。

申請時に、現地調査の希望日時を、3日程度示していただきます。
その後、現地調査を実施する調査員から、日程調整の連絡があります。
なお、申請が多い日などは、再度、希望日時を伺うことがありますので、ご了承ください。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－17〕 現地調査は、どのようなことをするのですか。
また、どれくらいの時間がかかるのですか。

県が委託した調査員が、認証基準を満たしているか確認します。
テーブルの配置、アクリル板や消毒設備の設置状況、注意喚起の表示などを確認します。
また、感染防止対策の取組を、口頭で確認します。
店舗の責任者等、感染防止対策の取組を説明できる者の立ち合いをお願いします。
所要時間は、30分程度を想定していますが、店舗の状況等により前後します。

〔問－18〕 認証基準で実施できない項目がありますが、認証を取得できますか。

認証基準で「該当しない項目（例：「歌唱を伴わない場合」など）」及び「推奨する項目」以外の全ての項目を実施していることが、認証の条件となります。

〔問－19〕 認証マークはどのように交付されますか。

現地調査により認証基準を満たしていることを確認し、一定の事務処理後、認定通知書と併せて郵送で交付します。

3. 認証基準

〔問－20〕 入店時の、来店者の体温測定は必須ですか。

必須ではありませんが、非接触型体温計等による体温測定を行くことが望ましいです。

〔問－21〕 手指消毒には、何を使用すればいいですか。

アルコール消毒液（濃度：70%以上95%以下）を使用してください。

〔問－22〕 マウスシールドやフェイスシールドは、マスクに該当しますか。

該当しません。

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定です。

マスクの着用をお願いします。

なお、マスクの材質は、不織布が望ましいです。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－23〕 「表示及び呼びかけにより注意喚起する。」とありますが、具体的にはどのようなことをすればいいのでしょうか。

店内に注意事項が記載されたポスター等の掲示及び利用者へ口頭での呼びかけなどを行ってください。

〔問－24〕 テーブル、座席をどのように配置すればいいですか。

「座席の配置イメージ」を参考に、配置してください。

〔問－25〕 同室で宿泊するメンバーが同一テーブルに座る場合も、対人距離の確保やアクリル板等の設置が必要ですか。(11月16日追加)

同室で宿泊するメンバー同士は、「※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等は除く」の「等」に含まれますので、対人距離の確保やアクリル板等の設置は必要ありません。

〔問－26〕 顔を見合わせない背中合わせの座席の場合も、対人距離1m以上の確保やアクリル板等の設置が必須ですか。

必須ではありませんが、できるだけ対人距離の確保やアクリル板等の設置をお願いします。

〔問－27〕 テーブルやカウンターなど、物品の消毒には、何を使用すればいいですか。

アルコール消毒液(濃度:70%以上95%以下)、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(濃度:0.05%以上)等、消毒効果のあるものを使用してください。

詳しくは、厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

厚生労働省ウェブサイト:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

〔問－28〕 「アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等」の「等」には、何が含まれますか。

透明でないビニールカーテン、厚手の布地カーテンなど、飛沫を遮蔽できるものです。なお、材質は、付着した飛沫の定期的な清掃・消毒に耐えられるものとしてください。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－29〕 「料理は大皿を避け、利用者個々に提供する。大皿で提供する場合は、従業員が取り分ける」とありますが、焼肉や鍋料理も小分けにして提供しなければいけませんか。(11月16日追加)

飛沫・接触感染リスクを低減させる観点から、料理を個々に提供することを求めているものです。大皿料理については、原則従業員による取り分けをお願いします。一方、大皿料理を利用者に取り分けさせる場合は、利用者毎に取り分け用のトングや箸が使用できるよう準備し、利用者間で共有させないよう徹底してください。

〔問－30〕 ビュッフェスタイルでは、手袋の着用等とトングを共有しないこととされていますが、使い捨て手袋の着用は手指消毒で対応可能ですか。(11月16日追加)

使い捨て手袋の代わりに、手指消毒をする対応でも差し支えありません。ビュッフェスタイルの場合（サラダバーやスープバー等）には、取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底した上で、使い捨て手袋の着用又はアルコールによる手指消毒により対応してください。

〔問－31〕 ドリンクバーを提供する場合、どのような対策が必要ですか。(11月16日追加)

ドリンクバーは、ビュッフェスタイルと取り扱います。ドリンクバーは同じ機械を複数の人が触ることが想定されるため、ビュッフェスタイルと同等の措置を講じる必要があります。具体的には、利用者が使い捨て手袋等を着用（〔問－30〕のとおり、手指消毒による対応も可能）したうえで操作すること、または、非接触式のドリンクバーの機械を使用する等の措置が必要です。また、従業員は、複数人の手が触れる場所を利用者の入替時など定期的に清拭消毒する必要があります。

(まとめ)

	従業員が取り分け	トング・箸の共有	使い捨て手袋の着用（※1）
大皿提供の場合	○	×	—
ビュッフェスタイルの場合	○	×	○
ドリンクバーの場合	○	△（※2）	○

※1）アルコールによる手指消毒で代替可能

※2）ドリンクバーのボタンなど複数人の手が触れる場所は、従業員が定期的に清拭消毒すること。

〔問－32〕 店内BGMの音量に、基準はありますか。

音量に関する数値での基準はありません。店舗の状況に応じた、大きな声を出さずに会話ができる音量としてください。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－33〕 和式トイレ等には、蓋がありません。
これらのトイレでは認証を取得することができませんか。

トイレの蓋がない場合でも、認証を取得することは可能です。

4. その他

〔問－34〕 認証を取得していましたが、閉店しました。手続きは必要ですか。

認証の辞退を申し出ていただく必要があります。

〔問－35〕 店舗の名称が変更になりましたが、手続きは必要ですか。

店舗の名称が変更になった場合には、報告していただく必要があります。
なお、変更の報告が必要な事項は下記の通りです。

- ・ 店舗の名称の変更
※店舗が別の場所に移転した場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。
- ・ 申請者氏名の変更（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
※営業者が別の法人、別の個人に変更となった場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。
- ・ 取り組む感染防止対策（認証基準に係る内容に限る。）
※営業実態の変更により、新たに認証基準の項目が該当することとなった場合に必要となります。
（例）カウンター席を設けた。ビュッフェスタイルでの提供を行うことにした。
- ・ 店舗の連絡先

〔問－36〕 認証マークを紛失、破損した場合、再交付できますか。

再交付を求めることができます。

〔問－37〕 複数の入口がある店舗で、認証マークを各入口に掲示したい場合、認証マークをコピーして掲示することはできますか。

できません。

なお、認証マークを、ポスター、チラシ等に使用することはできません。

〔問－38〕 認証を取得した店舗で感染者（従業員や利用者等）が認められた場合、どのように対処したらいいですか。

保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗からの感染拡大防止策（店舗の消毒、臨時休業など）を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日などの情報を公表してください。

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度に係る質疑応答集

(令和3年11月16日時点)

〔問－39〕 認証を取得した後に、利用者等から事務局に、「利用した店舗は認証基準を満たしていない。」との連絡があった場合、どのように対応されるのでしょうか。

状況確認のため、調査員が現地調査等を実施し、認証基準を満たしていないと判断した場合は、改善を要請します。

改善されないときは、認証を取り消す場合があります。